

市第 191 号議案

横浜市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について

1 趣旨

「地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 34 号)の施行に伴う地方公務員法の一部改正により、任命権者から地方公共団体の長への、人事行政の運営状況に関する報告事項に、「人事評価」及び「退職管理」が追加されました。

このため、「横浜市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」の一部を改正し、関係規定の整備を図ります。

また、これに合わせて、「行政不服審査法」(昭和 37 年法律第 160 号)の全部改正により、不服申立ての種類が「審査請求」に一元化されたことに伴う関係規定の整備を図ります。

2 概要

横浜市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（抜粋）

現行	改正案
(第 1 条から第 2 条まで省略)	(第 1 条から第 2 条まで省略)
(報告事項) 第 3 条 (1) 職員の任免及び職員数に関する状況 (2) 職員の給与の状況 (3) 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況 (4) 職員の休業の状況 (5) 職員の分限及び懲戒処分の状況 (6) 職員のサービスの状況 (7) 職員の研修及び勤務成績の評定の状況 (8) 職員の福祉及び利益の保護の状況 (9) その他市長が必要と認める事項	(報告事項) 第 3 条 (1) 職員の任免及び職員数に関する状況 (2) 職員の人事評価の状況 (3) 職員の給与の状況 (4) 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況 (5) 職員の休業の状況 (6) 職員の分限及び懲戒処分の状況 (7) 職員のサービスの状況 (8) 職員の退職管理の状況 (9) 職員の研修_____の状況 (10) 職員の福祉及び利益の保護の状況 (11) その他市長が必要と認める事項
(第 4 条省略)	(第 4 条省略)
(人事委員会の報告事項) 第 5 条 (第 1 号から第 3 号まで省略) (4) 不利益処分に関する <u>不服申立て</u> の状況	(人事委員会の報告事項) 第 5 条 (第 1 号から第 3 号まで省略) (4) 不利益処分に関する <u>審査請求</u> の状況

3 施行期日

平成 28 年 4 月 1 日（「地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律」及び「行政不服審査法」の施行期日と同日）